

○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第二条第六項第四号ニに規定する国税庁長官が定めるところを定める件

平成17年1月31日 国税庁告示第3号
(最終改正 令和5年3月31日 国税庁告示第7号)

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三条第五項第六号ニの規定に基づき、同号ニに規定する国税庁長官が定めるところを次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二条第六項第四号ニに規定する国税庁長官が定めるところは、日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項（日本産業規格）に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）X六九三三又は国際標準化機構の規格一二六五三一三に準拠したテストチャートを規則第二条第六項の保存義務者が使用する同項第二号の電子計算機処理システムで入力し、当該テストチャートに係る電磁的記録を出力した画面及び書面において、日本産業規格X六九三三における四の相対サイズの文字及びISO図形言語又は国際標準化機構の規格一二六五三一三における四ポイントの文字及び一四〇図票を認識することができることとする。

本則…一部改正〔平成二七年七月国税庁告示第一一号・令和元年六月国税庁告示第九号・三年三月国税庁告示第五号・五年三月国税庁告示第七号〕

前文〔抄〕〔平成二七年七月三日国税庁告示第一一号〕
平成二十七年九月三十日から適用する。

前文〔抄〕〔令和元年六月二八日国税庁告示第九号〕
令和元年七月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和三年三月三一日国税庁告示第五号〕
令和四年一月一日から適用する。

前文〔抄〕〔令和五年三月三一日国税庁告示第七号〕
令和六年一月一日から適用する。